改正後	改正前
附　則 （銀行とみなされる特定承継会社に係る銀行法施行規則の準用等） **第三十五条**　次の表の上欄に掲げる銀行法施行規則の規定は、特定承継会社を銀行とみなして、それぞれ同表の下欄に掲げる特定承継会社に係る事項について準用する。 ［略］ 第三十六条　銀行法第六十三条第一号の二に規定する主務省令で定める措置　／　第三十六条の三第二項　銀行法第六十三条第一号の三に規定する主務省令で定める措置 ［略］	附　則 （銀行とみなされる特定承継会社に係る銀行法施行規則の準用等） **第三十五条**　［同上］ ［同上］ 第三十六条　銀行法第六十三条第一号の二及び第一号の三に規定する主務省令で定める措置　／　第三十六条の三　［同上］ ［同上］
2　［略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	2　［同上］

（農林中央金庫法施行規則の一部改正）

第四条　農林中央金庫法施行規則（平成十三年内閣府・農林水産省令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（従属業務等） **第九十七条**　法第七十二条第二項第一号の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務とする。 ［一～十五　略］ 十六　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第三号に規定する労働者派遣事業 ［十七～二十五　略］ ［2～7　略］	（従属業務等） **第九十七条**　［同上］ ［一～十五　同上］ 十六　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第三号に規定する労働者派遣事業又は職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十条第一項の規定に基づき許可を得て行う職業紹介事業 ［十七～二十五　同上］ ［2～7　同上］

改正後	改正前
（電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置） **第百十五条**　法第八十一条第四項に規定する主務省令で定める措置は、電磁的記録に記録された事項又は当該電磁的記録に記録された事項を掲載したウェブサイトのアドレス（二次元コードその他のこれに代わるものを含む。）を紙面又は映像面に表示する方法とする。 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（電磁的記録に記録された情報を電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置） **第百十五条**　法第八十一条第四項に規定する主務省令で定める措置は、電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

附　則

この命令は、公布の日から施行する。

○内閣府・国土交通省令第三号

産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第十一条の規定に基づき、国家公安委員会・国土交通省関係産業競争力強化法第十一条の規定に基づく内閣府令・国土交通省令の特例に関する措置を定める命令を次のように定める。

令和二年九月三十日

内閣総理大臣　菅　　義偉
国土交通大臣　赤羽　一嘉

国家公安委員会・国土交通省関係産業競争力強化法第十一条の規定に基づく内閣府令・国土交通省令の特例に関する措置を定める命令

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第十号に規定する原動機付自転車（国家公安委員会が定める基準に該当するものに限る。以下単に「原動機付自転車」という。）を貸し渡すことを内容とする産業競争力強化法第二条第三項に規定する新事業活動に係る同法第九条第一項に規定する新事業活動計画として同項の認定（同法第十条第一項の認定を含む。）を受けたもの（次の各号のいずれにも該当するものに限る。）に記載された当該新事業活動を実施する区域における道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和三十五年総理府・建設省令第三号）の規定の適用については、同令別表第一規制標識の部分専用通行帯の項中「軽車両を除き」とあるのは「軽車両及び特定原動機付自転車（国家公安委員会・国土交通省関係産業競争力強化法第十一条の規定に基づく内閣府令・国土交通省令の特例に関する措置を定める命令（令和二年内閣府・国土交通省令第三号）に規定する原動機付自転車であって、同令に規定する新事業活動計画に従って実施される同令に規定する新事業活動において貸し渡され、同令に規定する区域内の道路を通行しているものをいう。以下同じ。）を除き」とし、同部分普通自転車専用通行帯の項中「軽車両」とあるのは「軽車両及び特定原動機付自転車」とし、同令別表第五規制標示の部分専用通行帯の項中「軽車両を除き」とあるのは「軽車両及び特定原動機付自転車を除き」とする。

一　貸し渡される原動機付自転車の走行速度その他の運転の状況に関する記録の作成を適切に行う旨が記載されていること。

二　貸し渡される原動機付自転車に係る交通事故があった場合その他当該新事業活動の安全な実施に支障が生じた場合における国家公安委員会への報告その他の必要な措置が行われる旨が記載されていること。

附　則

この命令は、公布の日から施行する。